群馬県利根郡みなかみ町小川
字十二木　三五四五番一七
三五四五番九
三五四五番六
三五四五番三
三五四四番一
三五四九番
三五五一番五
三五五一番一
三五五一番三
三五五一番四
三五五〇番
三五四七番
三五四六番一
三五四五番一
字大野　四一九七番二二
四一九七番九
字大峰山国有林二五四林班
へ3小班
い小班
へ2小班
と小班
へ1小班
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
吾妻沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
群馬県桐生市川内町一丁目字吾妻沢
三七〇番一　一号
六六五番二　二号
丁六六五番　三号
丙六六五番　四号
己六六五番　五号及び六号
甲六六五番　七号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
室ノ沢
一号
二十号、四十八号から五十二号まで
二十一号
二十二号及び二十三号
二十四号及び二十五号
二十六号
二十七号から三十号まで
三十一号から三十四号まで
三十五号
三十六号
三十七号から四十一号まで
四十二号及び四十三号
四十四号
四十五号から四十七号まで
十五号、十六号、十八号及び十九号
十七号
二号から四号まで
五号から七号まで
八号及び九号
十号から十三号まで
十四号
(二)　砂防法第二条の土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
群馬県高崎市箕郷町松之沢
字水栗　二三五番　一号
二三六番　二号
二三七番三　三号
二三七番四　四号
二三八番　五号
二八二番　六号
字大上　七号
字大平　二四六番一　八号から十号まで
二四五番　十一号
二四四番七　十二号
二四四番一〇

○国土交通省告示第二百二十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十四年三月七日
国土交通大臣　前田　武志

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
ポンポンニタシベツ川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線、標柱九号と十号を平成三年建設省告示第五百二十一号で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十八年国土交通省告示第千百五十四号で指定した土地の区域を除く。）
北海道雨竜郡沼田町字更新
七二四番　一号から五号まで
七二四番一〇　六号から九号まで
七二五番一　十号から十四号まで
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
池売川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道沙流郡平取町振内町
一一一番一一地先道路敷　一号から二十三号まで
一四〇番一
一四〇番一地先河川敷　二十四号から三十三号まで及び三十六号から四十二号まで
一三九番二地先道路敷　三十四号及び三十五号
一一一番七　四十三号
一三九番六　四十四号及び四十八号
一三九番二　四十五号及び四十六号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
温泉2の沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道日高郡新ひだか町
静内浦和　一一〇番一　四十七号
静内真歌　三三五番二　六号

○国土交通省告示第二百二十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十四年三月七日
国土交通大臣　前田　武志

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
白谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成八年建設省告示第千百七十二号で指定した土地の区域を除く。）
富山県富山市東福沢
字瀬戸谷割　二八番三　一号
一二番　二号から七号まで
一一番　八号及び九号
七番　十号から十二号まで
一〇番一　十三号から十五号まで
一三番一　十六号
一四番一　十七号
一四番三　十八号
二七番六　十九号

国会事項

衆議院

両院合同協議会委員辞任及び補欠選任通知書受領

三月五日橋本参議院事務総長から鬼塚事務総長宛、参議院議長において次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した旨の通知書を受領した。

辞任　江崎　孝　補欠　徳永　エリ

質問書提出

三月五日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

郵政事業の関連法人の整理・見直し等に関する質問主意書（柿澤未途提出）
国産リンゴの輸出に関する質問主意書（木村太郎提出）

参議院

質問主意書提出

三月五日議員から次の質問主意書が提出された。

定率減税の縮減・廃止又は消費税率の引上げによる増収額及びそれらの使途に関する質問主意書（亀井亜紀子提出）(第五一号)

質問主意書転送

三月五日次の質問主意書を内閣に転送した。

救命救急医療の精度向上を目指した更なる高速道路網の強化及びスマートICの適切な設置に関する質問主意書（秋野公造提出）(第四二号)
台湾返還に関する質問主意書（山谷えり子提出）(第四三号)
「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」に基づく貸付条件の変更等の状況に関する質問主意書（中西健治提出）(第四四号)
防衛大学校の在り方に関する質問主意書（佐藤正久提出）(第四五号)
原発事故担当相による東京電力福島原子力発電所事故調査委員会との接触に関する質問主意書（岩井茂樹提出）(第四六号)